

厚生労働大臣
舩添 要一 殿

平成 22 年度厚生労働省関係予算要望事項

特定非営利活動法人全国 LD 親の会
理事長 内藤 孝子

【重点要望項目】

1. 障害者自立支援法における発達障害の位置づけ明確化・周知

- (1) 地方公共団体に対する周知
- (2) 発達障害に対する対応要領の作成・配布や研修の実施

2. 発達障害者の家族に対する支援体制の整備

- (1) ペアレント・トレーニング、ペアレント・メンター事業の拡充、
・市町村等による実施、NPOや親の会の事業支援
- (2) 保護者、家族に対する相談・支援体制の拡充

3. 発達障害者の地域支援体制の拡充

- (1) 発達障害支援センター事業の拡充
・職員の増員、長期的展望に基づく育成、処遇改善、研修の拡充
- (2) 個々のニーズに応じた支援体制の拡充
・アセスメントやモニタリング方法の開発や実施する専門家の養成
・「個別の支援計画」や「支援シート」の活用

4. 発達障害者への対応を含めた「障害者の雇用の促進に関する法律」の改定

- (1) 発達障害者の雇用の義務（雇用率のカウント、雇用義務）

5. 発達障害者の就労支援の推進

- (1) 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの拡充
・取扱局、人員の拡充
- (2) ハローワークや関係機関に対する発達障害支援の周知
・発達障害に対する対応要領の作成・配布や研修の実施
- (3) 発達障害者に対する職業訓練の推進
・一般の職業能力開発校における発達障害者対象の職業訓練コースの増設
- (4) 発達障害者の雇用促進モデル事業の拡充
・発達障害者の雇用促進モデル事業の量的拡充、就労状況調査結果の集約・還元

【その他要望事項（一部再掲）】

【厚生関係】

1. 発達障害の早期発見・早期発達支援のための実施体制の確立

- (1) 早期発見のための取り組みの強化
 - ・乳幼児健診内容の整備（健診、問診票の見直し）
 - ・乳幼児健診従事者（医師・保健師など）のスキルアップ
 - ・3歳児健診以降就学前までの健診体制の整備
- (2) 早期発達支援の充実
 - ・療育機関の増設等、児童デーサービスの充実等、地域（市町村）で総合的に支援できる体制整備への支援
 - ・地域格差の解消

2. 発達障害の専門医師の養成や保健師等関係者に対する発達障害についての研修の充実

- (1) 専門の医師（小児医療、精神医療等）の養成
- (2) 保健師・看護師・療育等関係者に対する研修の充実
- (3) 一般診療機関（眼科、耳鼻咽喉科等）の医師や歯科医の研修の充実

3. 乳幼児から成人までの発達障害に対応できる医療機関の拡充

- (1) 診断できる医療機関の拡充
 - ・乳幼児・児童期・・・一次診断待機状態の解消
 - ・成人期・・・診断機関の確保
- (2) 専門的な医療機関の確保と一般への周知

4. 保育所・保育園における発達障害に対する適切な対応のための諸施策の実施

- (1) 保育士に対する発達障害についての研修の充実
- (2) 保育所・保育園の支援体制の整備
 - ・管理職に対する発達障害についての理解啓発
 - ・私立保育園に対する発達障害についての理解啓発
- (3) 児童相談所、保健所・保健センター、小学校との連携

5. 発達障害者支援開発事業の拡充

6. 発達障害者の地域支援体制の拡充

- (1) 発達障害支援センター事業の拡充
 - ・職員の増員
 - ・長期的展望に基づく育成
 - ・処遇改善
 - ・研修の拡充
 - ・相談時間の弾力的運用（土日や17時以降の相談受付など）
- (2) 個々のニーズに応じた支援体制の拡充
 - ・アセスメントやモニタリング方法の開発や実施する専門家の養成
 - ・「個別の支援計画」や「支援シート」の活用

7. 発達障害の成人のための体制の整備

- (1) 在宅者への体制整備の充実
 - ・青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業の拡充
(医療・保健、福祉、労働等の関係機関の連携のもとでの自立訓練、就労移行支援などの体制整備)
- (2) 医療・保健、福祉、労働機関に対する理解啓発と研修
- (3) 医療・保健、福祉、労働機関の連携の強化

8. 発達障害者の家族に対する支援体制の整備

- (1)ペアレント・トレーニング、ペアレント・メンター事業の拡充、
 - ・市町村等による実施、NPOや親の会の事業支援
- (2) 保護者、家族に対する相談・支援体制の拡充

9. 障害者自立支援法における発達障害の位置づけ明確化・周知

- (1) 地方公共団体に対する周知
- (2) 発達障害に対する対応要領の作成・配布や研修の実施
- (3) サービスの障害別格差や地域間格差の是正

10. 一生涯を通じた支援体制の確立

- (1) 関係行政機関、地方公共団体との連携の強化

11. 障害基礎年金などによる所得保障制度の拡充

12. 発達障害者を含めた障害者全体への差別を禁止する法律の早期の実現

13. 国民に対する発達障害への理解、啓発の促進

- (1) 発達障害情報センターの充実

【労働関係】

1. 発達障害者への対応を含めた「障害者の雇用の促進に関する法律」の改定

- (1) 発達障害者の雇用の義務（雇用率のカウント、雇用義務）

2. 発達障害者の就労支援の推進

- (1) 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの拡充
 - ・取扱局、就職チューターの増員（21年度10局25名）と発達障害についての研修の充実
 - ・職業適性を見つけるための多様な事業所での職場体験事業実施
- (2) ハローワークや関係機関に対する発達障害支援の周知
 - ・発達障害に対する対応要領の作成・配布
 - ・発達障害に対する研修の実施（公共職業安定所・障害者就労支援機関・若年就業支援機関）
- (3) 発達障害者に対する職業訓練の推進
 - ・一般の職業能力開発校における発達障害者対象の職業訓練コースの増設
 - ・都道府県単位の障害者能力開発施設での発達障害者対象の訓練コースの設置
 - ・地域障害者職業センターでの発達障害者に対する職業リハビリテーションの充実
(実施地区の拡大、LD・ADHDに対する試行実施)
 - ・多様なニーズに対応した委託訓練の拡充・委託訓練対象者数の増員（21年度 9550人）
- (4) 発達障害者の雇用の促進
 - ・発達障害者の雇用に際しての、発達障害者雇用開発助成金の支給の拡充
 - ・事業所に対する雇用管理のノウハウの普及啓発

- ・「障害者試行雇用〈トライアル雇用〉事業」の拡充促進・・・対象人数の拡大（20年度 9,500人）
 - ・地域障害者職業センターにおける職場適応援助者（ジョブコーチ）の増員と研修の充実
 - ・求職者と企業とのマッチング支援ツールの活用促進
 - ・公的機関における発達障害のある人の雇用の促進
- (5) 若年者相談機関（若者サポートステーション等）での相談者への職場体験、職場実習事業の実施

3. 障害者就業・生活支援センター事業の拡充と整備

- (1) 障害者就業・生活支援センターの拡充と一体的支援の充実
- ・センターの増設（21年度 265センター）
 - ・職員の増員、長期的展望に基づく育成、処遇改善
 - ・職員の発達障害に対する研修の充実
 - ・実施体制の充実及び職場定着機能の強化

4. 雇用、福祉、教育等の関係機関との連携強化

- (1) 後期中等教育機関、高等教育機関との連携を強化し、就労への円滑な移行を図る

以上